



# 島根県報

平成21年1月15日（木）

号外第3号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【特定調達公告】**

- 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る（下水道推進課） 2  
競争入札の参加資格等
- 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る（ ” ） 2  
一般競争入札の実施

**特 定 調 達 公 告**

平成20年度において、宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖流域下水道終末処理場から発生する下水汚泥のセメント原料化業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年1月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥のセメント原料化業務委託 一式

(2) 委託場所

宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

ウ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

(4) 委託期間

平成21年3月1日から平成22年3月20日まで

ただし、下水汚泥の搬出は平成22年2月28日までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、排出予定数量に下水汚泥1トンあたりの単価を乗じたものを入札額とし、別紙内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 共同企業体でない者の資格要件

- ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定による資格の認定を受けている者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第1項の許可を有し、過去5年の間に下水汚泥の収集運搬業務の受託実績があること。
- エ 廃掃法第14条第6項（焼成（セメント原料化）業務に限る。）の許可を有し、過去5年の間に下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績があること。
- オ 公告の日から入札日の間において、島根県の指名停止を受けていない者であること。
- カ 島根県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- キ 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- イ 各構成員が前号ア、イ及びオからキまでに掲げる要件をすべて満たしている者であること。
- ウ 共同企業体の構成員が、前号ウ又はエの要件を満たす者又は前号ウ及びエの両方の要件を満たす者であること。
- エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で当該入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書の交付時期及び場所

平成21年1月15日から平成21年1月29日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、上記(1)の場所において交付する（要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のア及びイの両方の手続きを要する。

- ア 審査要綱第3条第1号から第10号までに規定する申請書類を、平成21年1月29日午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第2条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第7条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。
- イ 本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成21年1月15日から平成21年1月29日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の間に3(1)の場所に持参しなければならない。
- 受付時間は午前9時から午後5時までとする。

(4) 現地見学

入札参加資格を認めた者で希望する者は、東部・西部各浄化センターの現地見学ができる。

なお、見学を希望する場合は、事前に連絡すること。

見学期間 平成21年2月12日から平成21年2月13日まで

- ア 東部浄化センター  
場所 宍道湖流域下水道管理事務所（松江市竹矢町1444）  
連絡先 電話0852-37-0216
- イ 西部浄化センター

場所 宍道湖流域下水道管理事務所西部支所（出雲市大社町中荒木2391）

連絡先 電話0853-53-1561

(5) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限 平成21年2月25日 午後3時

（郵便による提出にあつては、平成21年2月24日午後5時必着）

イ 場所 平成21年2月25日午後2時30分までは3(1)の担当部局とし、それ以降は(6)の開札場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年2月25日 午後3時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第5会議室

(7) 契約条項を示す場所

3(1)の場所において示す。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積る金額の100分の5以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity: Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement

(2) Date and Time for Bidding: February 25, 2009, 3.00 pm

(3) Department in charge of contracts: Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph: 0852-22-5470